

「大柏川第1調節池緑地の保全と活用をはかる講演会とワークショップ」 事業に関する協定書

市川市（以下「甲」という。）と提案者である、緑のみずがき隊、市川緑の市民フォーラム、真間川の桜並木を守る市民の会（以下「乙」という。）は、「大柏川第1調節池緑地の保全と活用をはかる講演会とワークショップ」事業（以下「協働事業」という。）について、「市川市協働事業提案制度実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、甲と乙が対等なパートナーシップのもとに、各々自立性と自主性を持って協働事業に取り組むことで、市民福祉の増進に寄与することを目的として締結する。

（協定の有効期間）

第2条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和2年3月31日までとする。

（役割分担）

第3条 協働事業の役割分担は、次のとおりとする。

（1）甲の役割

- ア 協働事業へ市職員の参加
- イ 協働事業についての千葉県との連絡調整及び参加の要請
- ウ 協働事業の企画・立案にあたっての情報提供
- エ 協働事業の開催に必要な会場の提供
- オ 協働事業に必要な機材の提供
- カ 協働事業を周知するための広報等への掲載
- キ 協働事業のとりまとめや課題の整理の支援

（2）乙の役割

- ア 協働事業の企画・運営
- イ 協働事業の実施に関する必要な人材の確保
- ウ 協働事業のとりまとめや課題の整理

（情報の共有）

第4条 協働事業の円滑な進行及び市民福祉の増進を図るため、甲及び乙は、お互いに積極的なコミュニケーションを図り、お互いの持つ協働事業に関する情報を共有する義務を負う。

（公開の原則）

第5条 この協定の他、協働事業に関する事項は、公開を原則とする。

(協働事業の変更、中止等)

第6条 甲及び乙は、それぞれ事業を変更し、若しくは中止しようとするときは、速やかに相手方に協議を申し入れ、措置を決定するものとする。

(協働事業の報告、評価等)

第7条 甲及び乙は、双方協力して、事業終了後に事業報告書を作成するとともに、事業実施の評価を行わなければならない。

2 甲は提出された事業報告書に、事業実施の評価を添えて公表するものとする。

(第三者に損害を与えた場合の責任の所在)

第8条 事業の実施に伴い、第三者に損害を与えた場合には、甲及び乙は、それぞれの役割分担に応じて、その責任を負うものとする。

(その他)

第9条 この協定書及び実施要領に定めのない事項、または疑義を生じた事項については、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年11月1日

甲 住所 市川市八幡1-1-1
氏名 市川市
市川市長 村越祐

乙 住所
氏名 緑のみずがき隊
代表 谷藤博喜

住所
氏名 市川緑の市民フォーラム
事務局長 佐野郷美

住所
氏名 真間川の桜並木を守る市民の会
事務局(代表) 鳥居雪子